

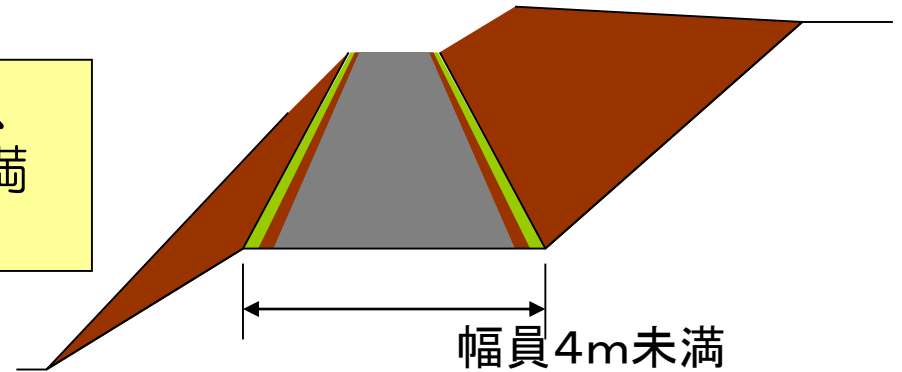
生活道路拡幅整備事業 について

町田市道路部道路政策課

電話 042-724-1124

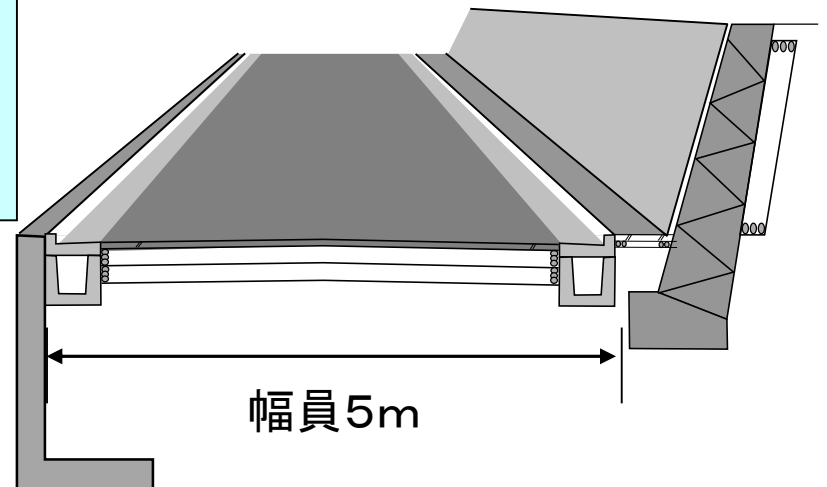
○生活道路拡幅整備事業とは？

『建築基準法第42条第2項』に該当し、生活に不便をきたしている幅員4m未満の狭あいな市道



土地所有者の方々より用地の無償寄附を受けて拡幅整備

5mに拡幅し、道路の両側に雨水排水施設（原則、LU側溝）を整備

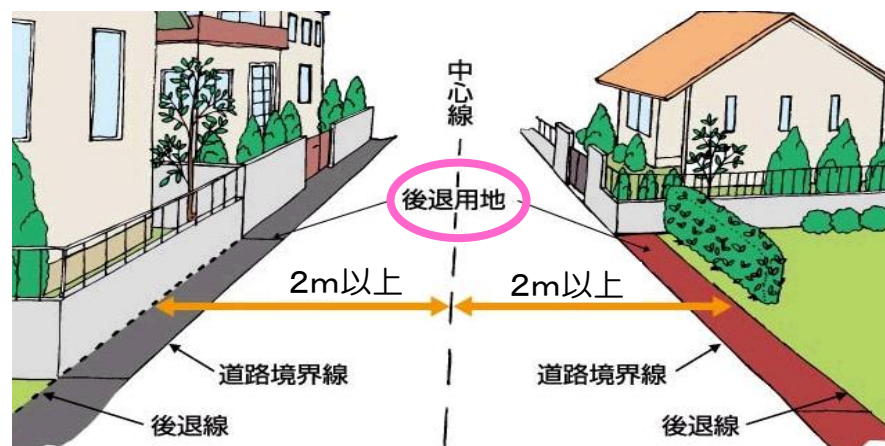
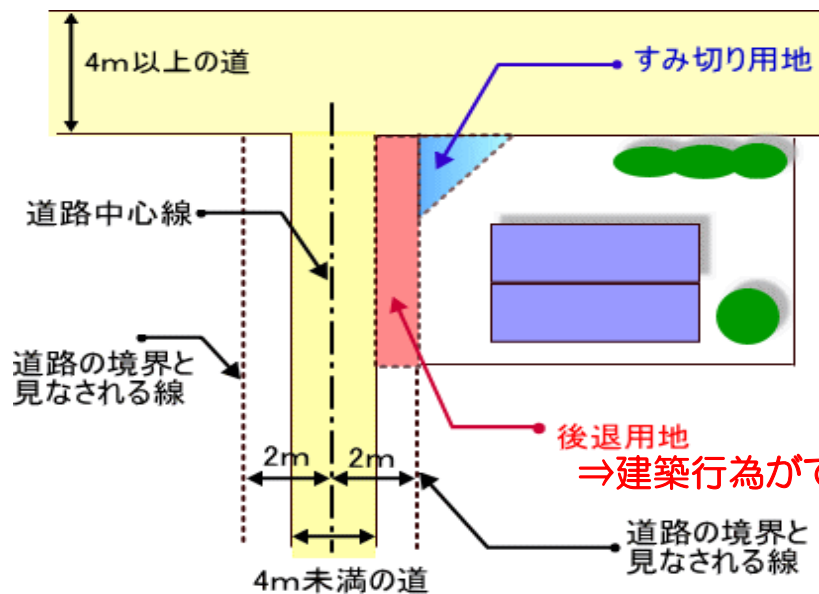


- 『建築基準法第42条第2項』とは？
⇒次のスライドで説明します。

○ 『建築基準法第42条第2項』とは？

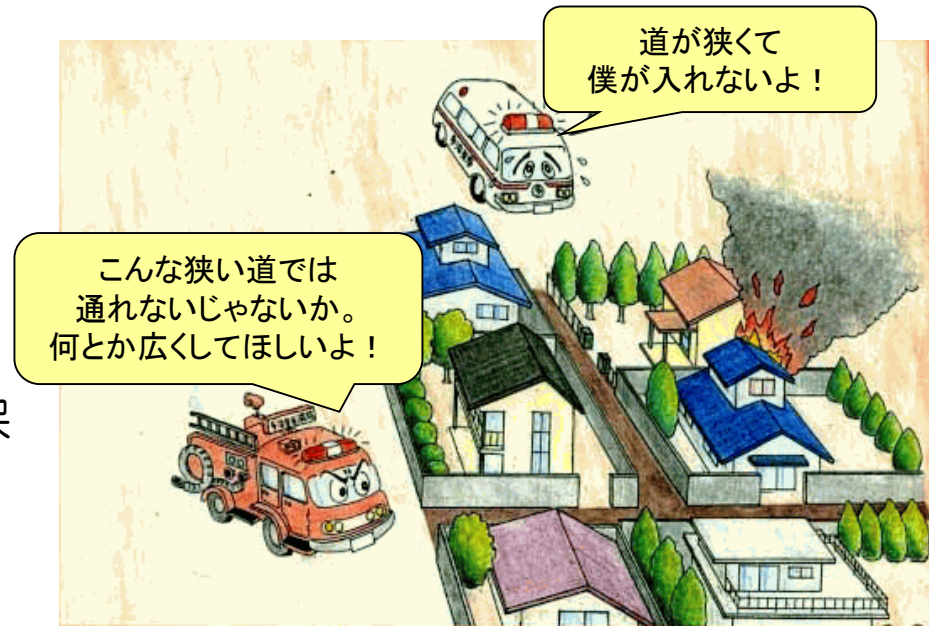
- 建築基準法では、道路の幅員は4m以上と定められています。
- 法ができる前に建築物が立ち並んでいた幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定した道については、幅員4mの道路とみなし、道路の中心から水平距離2m後退した線を道路境界線とみなします。
- ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地、その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等と道側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなします。

『建築基準法第42条第2項』道路説明図



○なぜ生活道路拡幅整備事業は必要か？

- 消防自動車や緊急車両の通行を確保
- 雨水の排水機能を確保
- 火災等の拡大防止を図るため空間を確保
- 上下水道・ガス・電気等の埋設用地を確保
- 日照や通風機能を確保



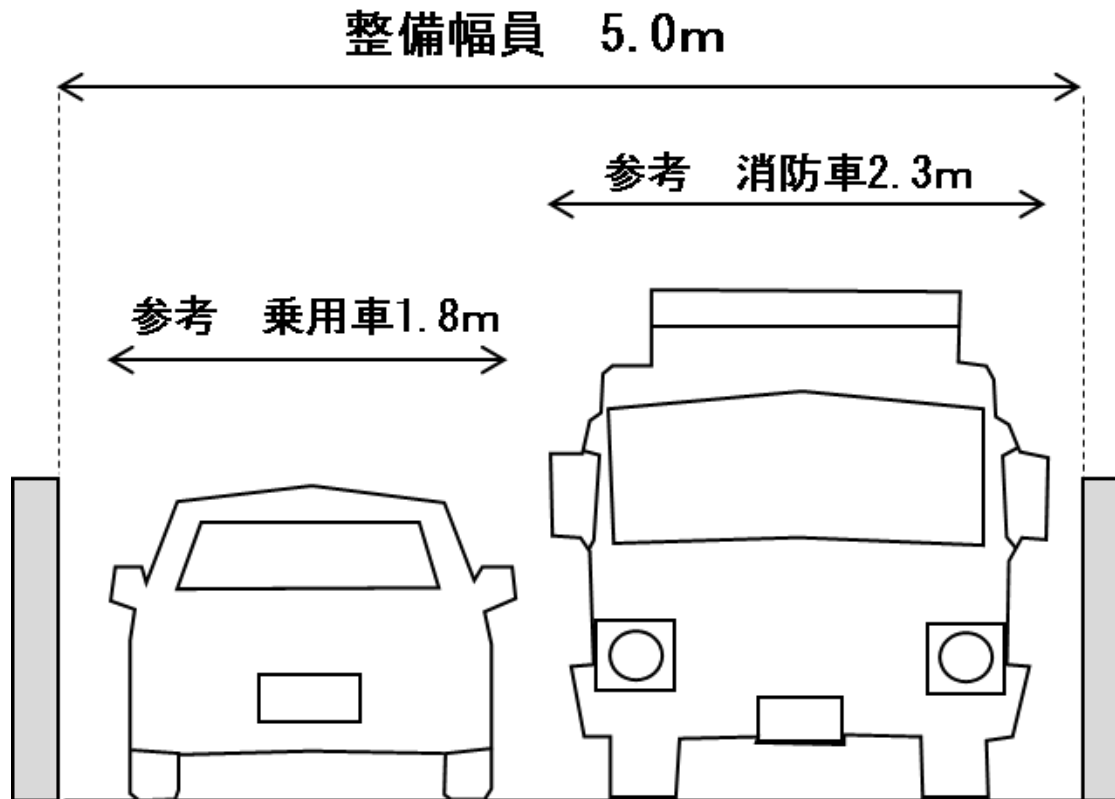
★電柱（東電、NTT等）については、基本的に民地内に設置させていただきます。



沿道にお住まいのみなさまの生活や土地所有者の
みなさまの通行を安全で快適なものにします

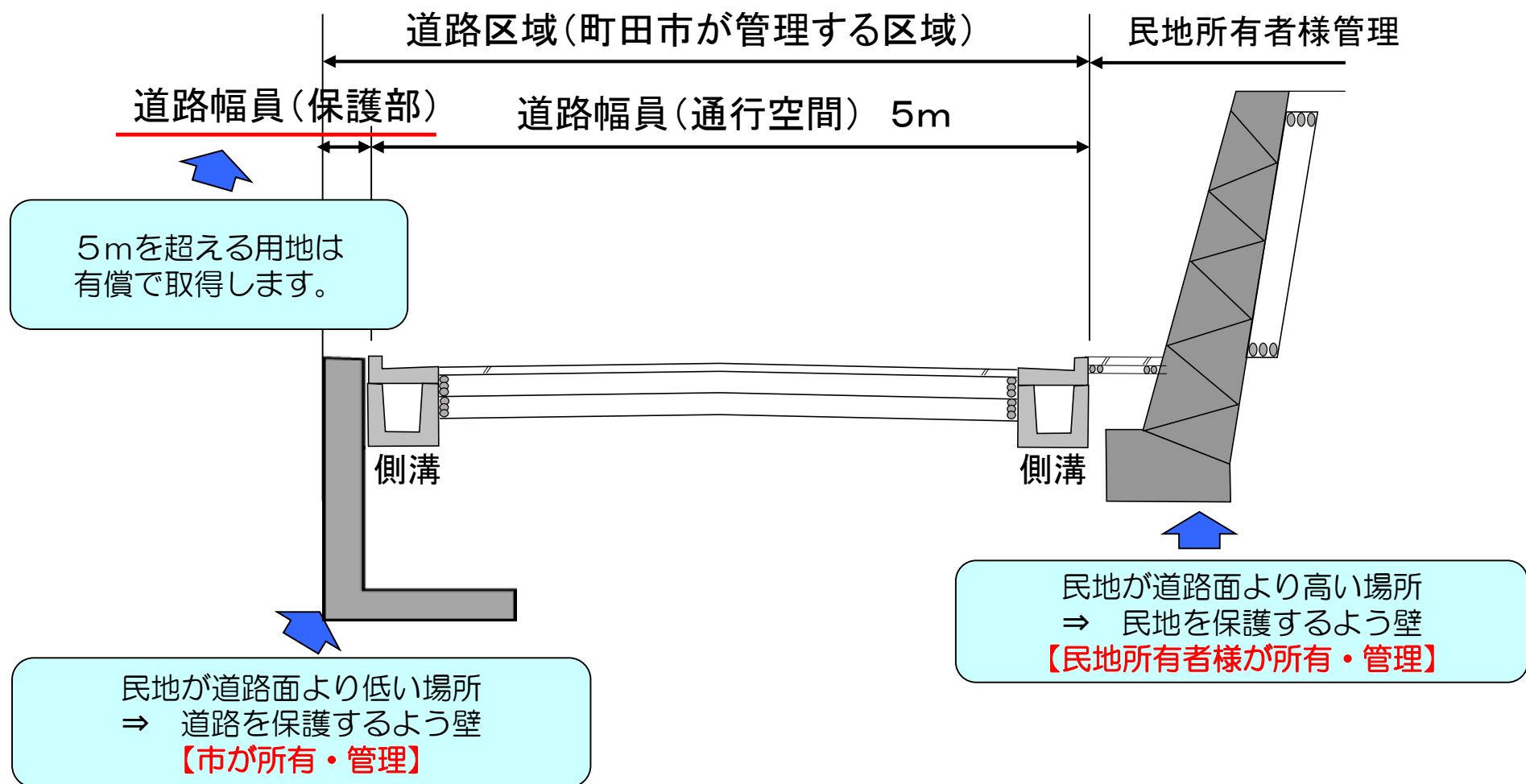
○なぜ整備幅員を5mとしているか？

- 建築基準法上、4m以上あれば建築行為は可能ですが、近年増加している福祉車両や救急車などの円滑な通行を確保するためにより広い道路が必要とされています。



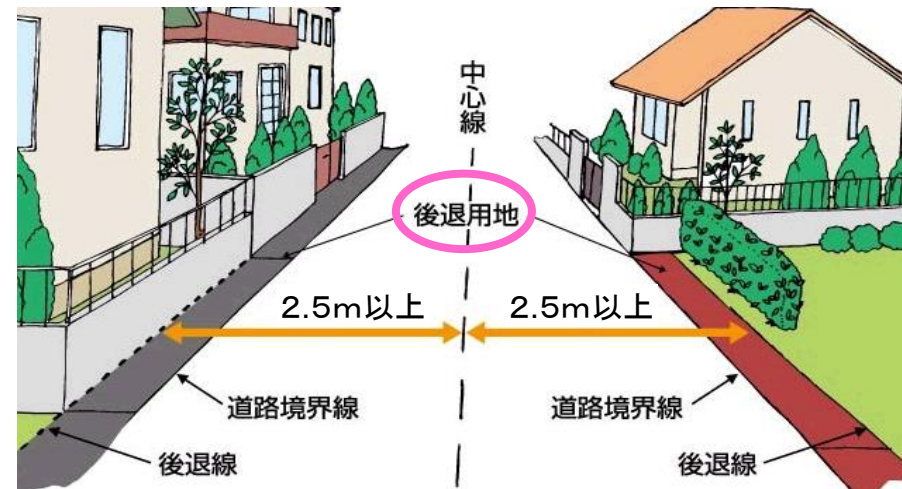
○よう壁の設置について

道路拡幅により民地との高低差が生じる場合は、
道路用地外の民地によよう壁を設置します。

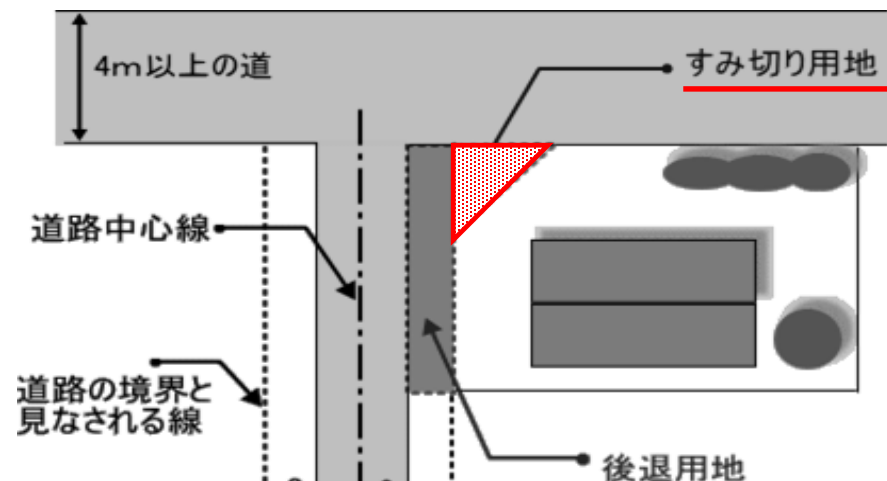


○なぜ「土地の寄附」が必要か？

- 生活道路拡幅整備事業は、沿道にお住まいのみなさまの生活や、土地所有者のみなさまの通行を、安全で快適なものにする事業です。



- 土地所有者の方々の要望と道路拡幅予定地の寄附を頂き、拡幅整備事業を行います。
- なお、すみ切り用地は後退用地外のため、市の基準により算出した奨励金を交付します。



○生活道路拡幅整備事業を行う条件は？

事業の対象となる道路は、主に以下の4条件を満たす必要があります。

1. 建築基準法第42条第2項道路であること
 2. 町田市の認定道路であること
 3. 事業対象区間の土地所有者（代表者のみでも可）が生活道路拡幅整備要望書を提出すること
 4. 事業対象区間の土地所有者全員から道路後退用地をご寄附※いただけること
- ※ 5mを超える用地は有償で取得

○生活道路拡幅整備事業の流れは？

開始

① 事前相談

② 要望書及び道路用地寄附承諾書の提出

③ 事業決定

④ 現況測量及び官民境界確定

(⑤ 道路線形説明)

⑥ 路線測量及び用地測量

⑦ 物件調査及び補償額の算定

⑧ 用地寄附及び物件移転補償契約

⑨ 詳細設計及び工事費積算

⑩ 工事

⑪ 確定測量

完了

○生活道路拡幅整備事業の流れ

①事前相談

要望路線の確認及び事業の概要をご説明させていただきますので、②の前に市の窓口までご相談ください。

②要望書及び道路用地寄附承諾書の提出

生活道路拡幅整備事業の実施を要望される場合は、「生活道路拡幅整備事業の要望書」と「道路用地寄附承諾書」を提出して頂きます。

(第1号様式) 年 月 日

生活道路拡幅整備事業の要望書

町田市長 石阪 大一 様

代表者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

このたび、町田市道 _____ 号線に隣接する関係地権者の道路用地寄附承諾書が全て揃いましたので、標記事業の実施を要望いたします。

【添 付 図 書】

1. 案内図
2. 公園等
3. 道路用地寄附承諾書

(第2号様式) 年 月 日

道路用地寄附承諾書

町田市長 石阪 大一 様

住 所 _____
氏 名 _____ 捺印
漢 姓 氏 _____

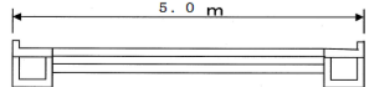
このたび、町田市道 _____ 号線の生活道路拡幅整備を要望するにあたり、下記私有地の一部を町田市に寄附いたします。
なお、疑義が生じた場合は別途協議願います。

記

土地の所在
町 田 市 _____ 町 字 _____ 号 _____ 番

道路標準断面図

5.0 m





③事業決定

「生活道路拡幅整備事業の要望書」と「道路用地寄附承諾書」を受けて、優先順位を判断し、事業決定を行います。



④現況測量及び官民境界の確定

現況平面図の作成と、官民境界（道路・水路等）の確定を行います。その際、土地の所有者及び隣接する土地の所有者の方に境界確認のため、立会いをお願いします。




（⑤道路線形説明）

必要に応じて個別に道路線形を説明します。



⑥路線測量及び用地測量

取得する土地の区域や面積を確定するための測量を行います。その際、土地の所有者及び隣接する土地の所有者の方に境界確認のため、立会いをお願いします。



⑦物件調査及び物件移転補償額の算定

市で委託した調査業者が移転等をしていただく家屋や塀・門扉、樹木等について、構造や種類、数量、権利関係等の物件調査を行います。物件調査の後、移転補償額の算定を行います。

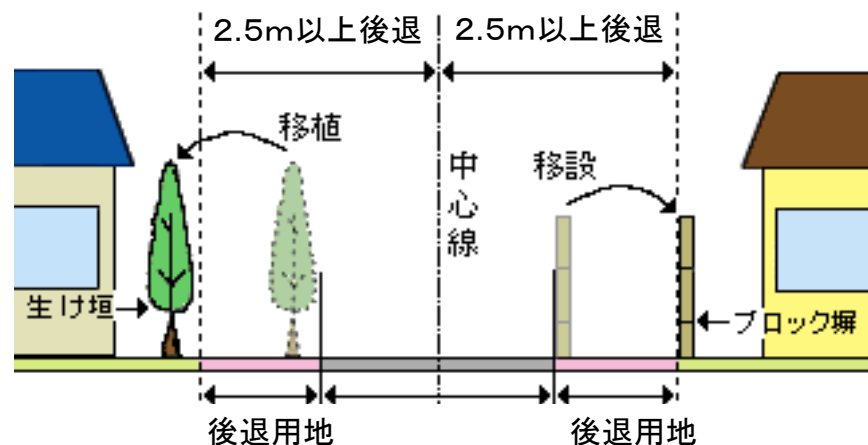
※移転補償額は、補償基準を基に通常生じる損失として金額を算定し、金銭による補償を原則としています。

⑧用地寄附及び物件移転補償契約

地権者のみなさまから道路用地として寄附頂いた土地について、町田市に所有権を移転します。この申請は、みなさまに代わり市が行います。また、物件移転補償契約を締結します。契約の後に期限内に物件の移転をお願いしています。

⑨詳細設計及び工事費積算

工事図面の作成や事業費の積算、関係機関との調整を行います。





⑩工事

工事業者が決まったら、拡幅整備工事を開始します。



⑪確定測量

工事完了後、官民境界の標示や、道路を管理するうえで必要な台帳の作成を行います。



完了

○事例



拡幅整備前



拡幅整備後

